

香川県聴覚障害者福祉センターの指定管理者

香川県聴覚障害者福祉センターについて、令和2年11月香川県議会での指定の議決を経て、次のとおり指定管理者を指定しました。

1 指定管理者

公益社団法人香川県聴覚障害者協会（高松市太田上町）

2 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

3 事業計画の概要**(1) 現行の管理との比較**

	事業計画	現 行
開館時間	9:00～17:00 研修室は日曜日以外 21:30 まで	同左
休館日	毎週火曜日、祝祭日 12月28日～1月4日	同左
利用料金	無料	同左
県からの年間委託料	(指定予定期間中の平均) 31,985 千円	(指定期間(H28年4月～R3年3月)中の平均) 29,772 千円

(2) その他利用者サービス向上策

- ・センターだよりやホームページ、協会発行の「聴障かがわ」での広報により、情報提供を効果的に実施し利用促進を図る。
- ・毎年12月、1月をアンケート月間とし、利用者にアンケート調査を実施することにより、利用者のニーズに応じたサービスを提供する。
- ・センターの年間事業計画を年度前に利用団体に周知し、円滑かつ効率的に施設を利用できるように調整を行うほか、聴覚障害の特性を理解し、当事者の立場からきめ細やかに対応するなど利用者へのサービス向上を図る。

(3) 経費節減策

- ・業務の効率的な執行により経費の節減を図る。
- ・施設設備の適切な維持管理により管理コストの節減を図る。